

相楽東部広域連合教育委員会表彰規則

平成 23 年 5 月 11 日

教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、相楽東部広域連合の教育行政の進展に顕著な功労のあったもの又は学校の教育活動等における功績が特に優秀であったものに対して、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、教育功労賞、学校保健功労賞、児童生徒功績賞及び篤行賞とする。

(教育功労賞)

第 3 条 教育功労賞は、相楽東部広域連合管内（以下「管内」という。）に在住し、若しくは管内に所在する事業所等に勤務する個人又は管内に所在する団体（以下「管内在住者等」という。）で相楽東部広域連合における教育の振興に関し、次の各号のいずれかに該当するものに贈ることができる。

- (1) 相楽東部広域連合の学校教育に関し、特に顕著な功労のあったもの
- (2) 社会教育関係諸活動又は体育関係諸活動において顕著な功労のあったもの又は特に優秀な成績を挙げたもの
- (3) 教育行政に関し、特に顕著な功労のあったもの
- (4) その他教育の振興に関し、特に顕著な功労のあったもの

2 教育委員会附属機関の委員等表彰

- (1) 次に掲げる附属機関等の委員として 10 年以上在職した者であって、職務に精励し、相楽東部広域連合教育行政の発展に貢献したもの

ア 相楽東部広域連合社会教育委員

イ 相楽東部広域連合文化財保護委員

ウ 相楽東部広域連合スポーツ推進委員

- 3 教育委員会が特に必要があると認めるときは、管内在住者等以外のものに前項に規定する教育功労賞を贈ることができる。

(学校保健功労賞)

第 4 条 学校保健功労賞は、相楽東部広域連合立の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。以下同じ。）の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）で職務に精励し、相楽東部広域連合教育行政の発展に貢献したもので次の

各号のいずれかに該当するものに贈ることができる。

- (1) 学校医等として在職 20 年に達した者
- (2) 学校医等として 15 年以上在職し退職した者

(児童生徒功績賞)

第 5 条 児童生徒功績賞は、相楽東部広域連合立の学校の児童生徒であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対して贈ることができる。

- (1) 有益な調査、研究、発明、発見又は工夫考案をした者
- (2) スポーツ活動、文化活動において、その功績が特に優秀であつた者
- (3) 特に他の模範とするに足る行為があつた者
- (4) その他教育委員会が適当であると認めた者

(篤行賞)

第 6 条 篤行賞は、次の各号のいずれかに該当するものに贈ることができる。

- (1) 善行者であつて他の模範とするに足る個人又は団体
- (2) その他教育委員会が適当であると認めた個人又は団体

(表彰の方法)

第 7 条 被表彰者には、表彰状及び副賞を贈るものとする。ただし、教育委員会が適当と認めるときは、副賞を省略することができる。

(表彰の時期)

第 8 条 表彰は、当該年度末に行うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、随時行うことができる。

(審査)

第 9 条 教育功労賞は、各種団体の長又は所管課長の推薦書（様式第 1 号。以下「推薦書」という。）に基づき、教育委員会が審査する。

2 学校保健功労賞は、所管課長の推薦書に基づき、教育委員会が審査する。

3 児童生徒功績賞は、当該児童生徒の在籍する学校の校長の推薦書に基づき、教育委員会が審査する。

4 篤行賞は、所管課長又は学校の校長（館長を含む。）の推薦書に基づき、教育委員会が審査する。

(感謝状)

第 10 条 第 2 条に規定するもののほか、相楽東部広域連合の教育行政の進展に顕著な功労のあ

ったもので教育委員会が特に必要と認めるものに対して感謝状を贈ることができる。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、教育委員会表彰に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

(規則の適用)

- 2 この規則に定める第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 条第 1 号及び第 2 号に掲げる委員の在職期間は、当該委員が平成 21 年 4 月 1 日に相楽東部広域連合教育委員会が設立される以前の関係町村（笠置町、和東町及び南山城村）において当該委員にあった期間を通算するものとする。

附 則（平成 27 年規則第 7 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 7 号）

この規則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 様

推薦者住所
氏名



推 薦 書

次の者（団体）を相楽東部広域連合教育委員会表彰候補者として推薦します。

記

候補者	住所：所在地	
	ふりがな	
	氏名：団体名	
	生年月日 （設立年月日）	年 月 日 （ 歳）
	電話番号	
功績内容	該当項目：相楽東部広域連合教育委員会表彰規則第 条第 項	

（注）「功績内容」欄は、候補者の功績について具体的に記入してください。